



新保総第85号
平成29年3月29日

関東信越税理士会
新潟県支部連合会 御中

新潟県信用保証協会
保証推進部長 先川 隆志
(公印省略)

「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく保証料割引の取扱終了について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当協会の業務につきましては、平素格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、国が政策として進めていた「中小企業の会計に関する基本要領」の普及に協力する観点から、保証料割引の取扱いを全国一律で行ってまいりましたが、今般、中小企業庁からこの取扱いを終了する旨の通知があったことから、下記のとおり終了することとしましたので、ご連絡申し上げます。

このことにつきまして、傘下の税理士の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 保証料割引の取扱終了日について

平成29年6月30日までの保証申込受付をもって終了します。

当該終了日より後の保証申込受付は保証料割引の対象になりません。

2. 会計参与設置会社に対する保証料割引の取扱いについて

従来通り、一括支払契約保証制度を除く全ての保証について取扱いを継続します。

【お問い合わせ先】

保証推進部 保証総括課

(品川・山賀)

TEL: 025-267-1312